

奈良県立高円芸術高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立高円芸術高等学校

2 設置日

令和3年9月1日

3 設置する理由

保護者や地域住民等が学校運営に参画することを通して、地域と共にある学校づくりを進め、高円芸術高等学校（以下「学校」という。）設置学科の生徒の協働を通じ、芸術文化の担い手として社会に貢献できる人材を育成していくという本校のビジョンを実現することを目的として設置する。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 2名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 3名
- ・対象学校の校長 1名
- ・対象学校の教職員 1名
- ・学識経験者 1名
- ・関係行政機関の職員 1名

以上 10名

奈良県立高円芸術高等学校 学校運営協議会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立高円芸術高等学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 保護者や地域住民等が学校運営に参画することを通して、地域と共にある学校づくりを進め、高円芸術高等学校（以下「学校」という。）設置学科の生徒の協働を通じ、芸術文化の担い手として社会に貢献できる人材を育成していくという本校のビジョンを実現することを目的として設置する。

(基本的な方針の承認)

第3条 奈良県立高円芸術高等学校長（以下「校長」という。）は、前条の設置目的を達成するために、毎年度、次に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校の教育課程編成に関する事
- (2) 学校の経営計画に関する事
- (3) 学校の組織編成に関する事
- (4) 学校の予算執行に関する事
- (5) その他、校長が必要と認める事項

(意見の申し出)

第4条 協議会は、本校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(委員)

第5条 校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)又は(委員会)

第8条 協議会における議論を深めることを目的として、必要に応じ、部会を設置する。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 校長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見反映)

第11条 協議会は定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を学校の運営に反映させるように努める。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第13条 協議会は、毎年一回以上、本校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第14条 協議会は、本校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第15条 協議会の事務局は学校に設置し、協議会の開催や資料作成を行う。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附 則

この会則は令和3年9月1日から施行する。

奈良県立奈良養護学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立奈良養護学校

2 設置日

令和3年9月1日

3 設置する理由

一人ひとりの児童生徒が、自己の可能性を十分に伸ばし、社会の一員として明るく強く生き抜く力を身につけるための教育や環境を提供するため、保護者や地域住民等が学校の運営に参画することを通じて、保護者や地域の要望や意見を学校運営に反映させ、地域と共にある学校づくりを進めるため。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
- ・地域住民 1名
- ・学校の運営に資する活動を行う者 4名
- ・対象学校の校長 1名
- ・学識経験者 2名

以上 9名

奈良県立奈良養護学校 学校運営協議会会則

(趣旨)

第1条 奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき、奈良県立奈良養護学校学校運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 一人ひとりの児童生徒が、自己の可能性を十分に伸ばし、社会の一員として明るく強く生き抜く力を身につけるための教育や環境を提供するため、保護者や地域住民等が奈良県立奈良養護学校(以下「学校」という。)の運営に参画することを通じて、保護者や地域の要望や意見を学校運営に反映させ、地域と共にある学校づくりを進めることを目的とする。

(基本的な方針の承認)

第3条 奈良県立奈良養護学校長(以下「校長」という。)は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1)教育課程の編成に関する事
- (2)学校経営計画に関する事
- (3)組織編成に関する事
- (4)その他、校長が必要と認める事項

(意見の申し出)

第4条 協議会は、本校の運営に関する事項について、奈良県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、意見を述べることができる。

(委員の任命)

第5条 校長が協議会の委員を推薦するにあたっては、以下にあげる者のうちから適任であると認める者を教育委員会へ推薦する。

- (1)保護者
- (2)地域住民
- (3)学校の運営に資する活動を行う者
- (4)校長及び学校の教職員
- (5)学識経験者
- (6)関係行政機関の職員

(任期)

第6条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員の辞職等により欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

(生徒の意見反映)

第9条 協議会は定期的に児童・生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を学校の運営に反映させるように努める。

(部会)

第10条 協議会における議論を深めることを目的として、必要に応じて部会を設置する。

(委員以外の出席)

第11条 校長は必要があると認める時は、協議会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務等)

第12条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営等に関する評価)

第13条 協議会は、毎年度1回以上、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(庶務)

第14条 協議会の事務局は学校に設置し、協議会の開催や資料作成等を行う。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会に必要な事項については、その都度協議する。

附則

この会則は、令和3年9月1日から施行する。